

京都市告示第 421 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、以下同じ。）を廃止及び一部廃止し、同条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年3月13日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	東野水0021号	山科区東野竹田28番地の1地先 同町28番地の2地先	
2	栲辻水0050号	山科区栲辻西濃22番地の3地先 同町29番地の1地先	
3	勧修寺水0026号	山科区勧修寺南谷町16番地の1地先 同町12番地地先	
4	勧修寺水0098号	山科区勧修寺南谷町12番地地先 同上	
5	嵯峨水0067号	右京区嵯峨中通町30番地地先 同町32番地地先	
6	板橋水0025号	伏見区川東町14番地の3地先 同町10番地地先	
7	深草水0128号	伏見区深草大亀谷大山町2番地の3地先 同町1番地の2地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起 廃止する終	点
1	紫野水0005号	北区紫野南舟岡町95番地の6地先 同上	
2	新洞水0001号	左京区法林寺門前町36番地の2地先 同町36番地の5地先	

3	修学院水0050号	左京区修学院月輪寺町8番地の1地先 同町11番地の1地先
4	大宅水0055号	山科区大宅山田15番地地先 同上
5	嵯峨水0535号	右京区嵯峨広沢南野町69番地の3地先 同町68番地の2地先

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	修学院水0059号	左京区修学院月輪寺町8番地の1地先 同町11番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)